

株 式
の 譲 渡 に 関 す る 報 告 書
持 分

年 月 日

殿

(日本銀行経由)

報 告 者	氏 名			
	住 所		国 籍	
	職 業			
	代 理 人	氏名又は名称及び 代表者の氏名	責任者記名押印又は署名	
住所又は主たる 事務所の所在地			担 当 者 電 話	

下記のとおり報告します。

1 発 行 会 社	(1)名 称			
	(2)本店の所在地			
	(3)定款上の事業目的			
	(4)資 本 金	払込資本	円 (株	
2	譲渡した株式(持分)の 数量、譲渡価額等	数 量 譲 渡 価 額 円) 譲渡後の出資比率	株 (口) 円 (一株 (口) 当たり %	
3 相 手 方	(1)氏名又は名称			
	(2)住所又は主たる事務所の 所在地		(3) 国 籍	
	(4)職業又は営んでいる 事業の内容		(5) 資本金	
	(6)譲 受 数 量		(7) 譲受後の出資比率	
4	譲 渡 年 月 日			
5	支払の受領年月日			
6	そ の 他 の 事 項			

(記入要領)

- 1 本報告書は、株式又は持分の譲渡の別に記入すること。この場合において、株式の譲渡にあつては様式中「持分」の字句を、持分の譲渡にあつては様式中「株式」の字句を消すこと。
- 2 「報告者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 3 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
- 4 「3 相手方」欄中「(2) 住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 5 上記様式に記入することができない場合は、日本工業規格A4の用紙により上記事項の順序に従

つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。
(日本工業規格 A 4)

株 式
の 譲 渡 に 関 す る 報 告 書
~~持 分~~
2009年6月23日

財務大臣殿 1.大臣の氏名は不要。
〇〇大臣殿 2.〇〇には事業所管大臣を記入すること。
(日本銀行経由)

報 告 者	氏 名	ライマン・フランク・バーム (Lyman Frank Baum)		
	住 所	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク10	国 籍	アメリカ合衆国
	職 業	弁護士		
	代理人 氏名又は名称及び 代表者の氏名	甲 野 太 郎 (印) 責任者記名押印又は署名		
	住所又は主たる 事務所の所在地	東京都中央区〇〇町〇番地	担当者 電 話	山 田 一 夫 03-3279-1111

下記のとおり報告します。

1 発 行 会 社	(1) 名 称	日本〇〇化学株式会社		
	(2) 本店の所在地	東京都港区〇町〇番地		
	(3) 定款上の事業目的	定款に定める事業目的を、そのまま正確に記入すること。		
	(4) 資 本 金	払込資本 400百万円 (8千株 (口))		
2	譲渡した株式 (持分)の数量、 譲渡価額等	数 量 4,000株 (口) 譲 渡 価 額 220,000,000円 (一株 (口) 当たり 55,000円) 譲渡後の出資比率 50%		
	(1) 氏名又は名称	エイ・ビー・シー・コーポレーション (ABC Corp.)		
3 相 手 方	(2) 住所又は主たる 事務所の所在地	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク100	(3) 国 籍	アメリカ合衆国
	(4) 職業又は営んで いる事業の内容	医薬品、化学薬品の製造、販売、輸出入	(5) 資本金	※1億 米ドル
	(6) 譲 受 数 量	4,000株	(7) 譲受後の出資比率	50%
4	譲 渡 年 月 日	2009年6月23日		
5	支 払 の 受 領 年 月 日	2009年6月23日		
6	そ の 他 の 事 項			

※相手方が個人の場合は「(5) 資本金」欄は斜線。

(記入要領)

- 1 本報告書は、株式又は持分の譲渡の別に記入すること。この場合において、株式の譲渡にあつては様式中「持分」の字句を、持分の譲渡にあつては様式中「株式」の字句を消すこと。
- 2 「報告者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 3 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。
- 4 「3 相手方」欄中「(2) 住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 5 上記様式に記入することができない場合は、日本工業規格A4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

対内直接投資等に係る「株式（持分）の譲渡に関する報告書」の提出要領

1. 報告が必要な取引または行為

非居住者である個人が居住者だった時（注1）に取得した本邦にある非上場会社（上場会社および店頭登録会社以外の会社をいいます）の株式または持分を外国投資家に譲渡する場合であって、次の要件を備えているもの（要件を備えていない場合は事前届出の対象となります）。

（1） 非上場会社（発行会社）ならびにその子会社および完全対等合弁会社（注2）の定款上の事業目的のすべてが、告示（「対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」）別表第三に掲載されている業種（別表第一に掲載されている業種を除く。以下「事後報告業種」といいます。）に該当すること。

（2） 譲渡する外国投資家の国または地域が「対内直接投資等に関する命令」別表第一に掲載されている国または地域に該当する（居住者外国投資家を含む）こと。

（注1） 非居住者個人が居住者時代に当該株式を取得した時期が昭和55年12月1日以降の場合に限ります。

（注2） 子会社とは、会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその財務および事業の方針の決定を支配（詳細は会社法施行規則を参照）している特定目的会社以外の本邦にある会社等をいいます。直接の資本関係にあるいわゆる「子会社」だけでなく、「孫会社」「曾孫会社」など支配下にある会社は全て含まれます。また、会社以外の法人および法人格を有しない組合等も含まれます。

完全対等合弁会社とは、会社（その子会社を含む）が総議決権の50%を保有する他の会社（その株主または社員の数2人であるものに限る）であって、当該会社の子会社に該当しないものをいいます。

2. 報告の時期

譲渡の日の属する月の翌月15日までに居住者である代理人より報告して下さい。非居住者外国投資家が報告する場合は、居住者である代理人が届出をして下さい。

3. 提出書類および提出部数

「株式・持分の譲渡に関する報告書」（別紙様式第十二）・・・報告書の名宛大臣数

4. 名宛大臣

報告書の名宛大臣とは、財務大臣および発行会社の営む事業の所管大臣をいいます。事業所管大臣および上記1.（1）の事後報告業種が不明な場合は、各省庁の担当窓口（「外為法の報告書等に関する照会先一覧」参照）にご確認下さい。

5. 報告書の提出先と照会先

(1) 提出先

東京都中央区日本橋本石町2-1-1 日本銀行国際局外為法手続担当 50番窓口

(郵送の場合の宛先：〒103-8660 郵便事業株式会社 日本橋支店私書箱30号 日本銀行国際局外為法手続担当)

(2) 本報告書に関する照会先

・フリーダイヤル 0120-79-6656

・ダイヤルイン 03-3277-2107

(日本銀行外為法手続きオンラインシステムで本報告書を送信する場合の留意点)

「送信設定」画面の「対象時期」欄には、「4 譲渡年月日」に記載したのと同じ「年月日」を入力して下さい。